



宮 崎 県 公 報

平成25年4月8日(月曜日) 第2477号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

| | |
|----------------------------------|---|
| ○歳入の徴収の事務の委託…………… (総務課) 1 | 頁 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1 | |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 1 | |
| ○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 2 | |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2 | |
| ○指定試験機関の名称の変更について…………… (建築住宅課) 2 | |

公 告

| | |
|---|--|
| ○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 3 | |
| ○落札者等の公告…………… 3 | |
| 病院局企業管理規程 | |
| ○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3 | |
| 教育委員会告示 | |
| ○技能教育のための施設及び連携措置に係る科目 の指定、指定の変更及び指定の解除 (2件) …………… 3 | |
| 内水面漁場管理委員会指示 | |
| ○漁業法に基づく指示…………… 4 | |

告 示

宮崎県告示第 252号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 委託した徴収事務 | 委託先 | 委託期間 |
|----------|-----|------|
| | | |

| | | |
|-------------------|----------------------|-----------------------------|
| 宮崎県東京職員寮 の利用料金 | ジャパンプロテック ション株式会社 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |
|-------------------|----------------------|-----------------------------|

宮崎県告示第 253号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成25年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------|--------------------|----------------|--------------------|------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570202814 | さくら咲くデイサービスセンター | 宮崎県都城市高城町桜木 857番地3 | 株式会社はまいち | 宮崎県都城市高城町桜木1404番地2 | 平成25年2月1日 | 通所介護 |
| 4570202822 | デイサービス神之小町 | 宮崎県都城市神之山町1927番地7 | 合同会社みらい | 宮崎県都城市上川東四丁目7号3番地 | 平成25年2月1日 | 通所介護 |
| 4570302069 | デイサービスおおぶくら | 宮崎県延岡市伊形町5216番地13 | 合同会社喜治 | 宮崎県延岡市伊形町5216番地13 | 平成25年2月1日 | 通所介護 |
| 4570601049 | デイサービスセンターほそしま | 宮崎県日向市日知屋古田町11番地1 | 有限会社共栄調剤薬局 | 宮崎県延岡市柳沢町2丁目3番地2 | 平成25年2月1日 | 通所介護 |
| 4570202830 | 竹ん子 | 宮崎県都城市乙房町3772番地 | 有限会社優愛介護支援センター | 宮崎県都城市都原町3336番地5 | 平成25年2月5日 | 通所介護 |
| 4570202848 | エリシオン霧島訪問介護事業所 | 宮崎県都城市吉之元町5262-25 | 株式会社エリシオン宮崎 | 宮崎県宮崎市薫る坂一丁目19番3号 | 平成25年2月5日 | 訪問介護 |
| 4570202855 | 訪問介護事業所のみ | 宮崎県都城市野々美谷町2206-3 | 有限会社すみれ | 鹿児島県曾於市大隅町野 838-6 | 平成25年2月12日 | 訪問介護 |

宮崎県告示第 254号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定に

より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成25年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保 険事業 所番号 | 指定居宅介護支援 事業 | | 指定居宅介護支援 者 | | 指定 年月日 | サービスの 種類 |
|-------------------|----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|---------------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | | |
| 4570202798 | 居宅介護支援事業 所 つなぐ | 宮崎県都城市山之 口町花木字飯起21 52番地 3 | 特定非営利活動法 人 いちいがしの 里 | 宮崎県都城市山之 口町花木字飯起21 52番地 3 | 平成25年 2 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 4570202806 | 居宅介護支援事業 所よかところみのぼ る | 宮崎県都城市葦原 町2969番地 5 | 株式会社 F&K ウ ェルフェアサービ ス | 宮崎県都城市葦原 町2969番地 5 | 平成25年 2 月 1 日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 255号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年 4 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保 険事業 所番号 | 指定居宅介護支援 事業 | | 指定居宅介護支援 者 | | 廃 止 年月日 | サービスの 種類 |
|-------------------|-------------------|-----------------------|---------------|-------------------|----------------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | | |
| 4570900029 | 訪問看護ステー ションひかり | 宮崎県えびの市原 田2200番地 9 | 医療法人武雄会 | 宮崎県えびの市原 田2236 | 平成25年 2 月 18 日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 256号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定に
より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成25年 4 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保 険事業 所番号 | 指定介護予防 サービス事業所 | | 指定介護予防 サービス事業者 | | 指定 年月日 | サービスの 種類 |
|-------------------|---------------------|-------------------------|--------------------|-------------------------------|----------------|--------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | | |
| 4570202814 | さくら咲くデイサ ービスセンター | 宮崎県都城市高城 町桜木 857番地 3 | 株式会社はまいち | 宮崎県都城市高城 町桜木1404番地 2 | 平成25年 2 月 1 日 | 介護予防通所介 護 |
| 4570202822 | デイサービス神之 小町 | 宮崎県都城市神之 山町1927番地 7 | 合同会社みらい | 宮崎県都城市上川 東四丁目 7 号 3 番 地 | 平成25年 2 月 1 日 | 介護予防通所介 護 |
| 4570601049 | デイサービスセン ターほそしま | 宮崎県日向市日知 屋古田町11番地 1 | 有限会社共栄調剤 薬局 | 宮崎県延岡市柳沢 町 2 丁目 3 番地 2 | 平成25年 2 月 1 日 | 介護予防通所介 護 |
| 4570202830 | 竹ん子 | 宮崎県都城市乙房 町3772番地 | 有限会社優愛介護 支援センター | 宮崎県都城市都原 町3336番地 5 | 平成25年 2 月 1 日 | 介護予防通所介 護 |
| 4570202848 | エリシオン霧島 訪問介護事業所 | 宮崎県都城市吉之 元町5262-25 | 株式会社エリシ オン宮崎 | 宮崎県宮崎市薫 坂一丁目19番 3 号 | 平成25年 2 月 5 日 | 介護予防訪問介 護 |
| 4570202855 | 訪問介護事業所の のみ | 宮崎県都城市野々 美谷町2206-3 | 有限会社すみれ | 鹿児島県曾於市大 隅町月野 838-6 | 平成25年 2 月 12 日 | 介護予防訪問介 護 |

宮崎県告示第 257号

建築士法（昭和25年法律第 202号）第15条の 6 第 3 項において準
用する同法第10条の 6 第 2 項の規定により、指定試験機関から次の
とおり変更の届出があった。

平成25年 4 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

財団法人建築技術教育普及センター

- 2 変更後の名称
公益財団法人建築技術教育普及センター
- 3 変更しようとする年月日
平成25年 4 月 1 日

公 告

1 届出者の名称

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定による処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 処分をした年月日
平成25年3月29日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
中藪 泰成
二級建築士
宮崎県知事登録第2979号
- 3 処分の内容
免許取消し
- 4 処分の原因となった事実
宮崎地方裁判所平成24年10月1日判決(平成24年10月16日確定)により禁錮以上の刑(懲役1年、執行猶予3年)に処せられた。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年4月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 随意契約に係る物品等(特定役務)の名称及び数量
県立高等学校校務支援システム構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社宮崎支社 宮崎県宮崎市江平西1-3-6
- 5 随意契約に係る契約金額
25,291,875円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に基づく随意契約

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年4月8日

宮崎県病院局長 渡邊亮一

宮崎県病院局企業管理規程第5号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (履行遅滞) 第90条 [略] 2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、 <u>年3.1パーセント</u> の割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。 3 [略] (履行期限延長の手続等) 第180条 [略] 2～3 [略] 4 第2項本文の延納利息の率は、 <u>年3.1パーセント</u> (この場合における年当たりの率は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。 5 [略] | (履行遅滞) 第90条 [略] 2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、 <u>年3.0パーセント</u> の割合(この場合における年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。 3 [略] (履行期限延長の手続等) 第180条 [略] 2～3 [略] 4 第2項本文の延納利息の率は、 <u>年3.0パーセント</u> (この場合における年当たりの率は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。 5 [略] |

附則

この規程は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定により、連携科目等の指定、指定の変更及び指定の解除をしたので

、次のとおり告示する。

平成25年4月8日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地
トライアート・カレッジ
宮崎県延岡市須崎町4番6号

| 2 連携科目等 | | |
|------------|------------------|----------------------|
| 連携科目 | 連携科目に対応する高等学校の科目 | 指定の期間 |
| 被服 | 被服 | 平成9年4月1日～平成17年3月31日 |
| 服飾デザイン | 服飾デザイン | 平成9年4月1日～平成17年3月31日 |
| 被服製作Ⅰ | 被服製作Ⅰ | 平成9年4月1日～平成17年3月31日 |
| 被服製作Ⅱ | 被服製作Ⅱ | 平成9年4月1日～平成17年3月31日 |
| 課題研究 | 課題研究 | 平成15年4月1日～ |
| 家庭情報処理 | 家庭情報処理 | 平成15年4月1日～ |
| 家庭看護・福祉 | 家庭看護・福祉 | 平成15年4月1日～ |
| 服飾文化 | 服飾文化 | 平成15年4月1日～ |
| 被服製作 | 被服製作 | 平成15年4月1日～ |
| ファッションデザイン | ファッションデザイン | 平成15年4月1日～ |
| フードデザイン | フードデザイン | 平成15年4月1日～ |
| ビジュアルデザイン | ビジュアルデザイン | 平成15年4月1日～ |
| 消費生活 | 消費生活 | 平成16年4月1日～平成19年3月31日 |
| ファッション造形 | ファッション造形 | 平成25年4月1日～ |
| 生活産業情報 | 生活産業情報 | 平成25年4月1日～ |
| 生活と福祉 | 生活と福祉 | 平成25年4月1日～ |

宮崎県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、連携科目等の指定、指定の変更及び指定の解除をしたので、次のとおり告示する。

平成25年4月8日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

- 指定技能教育施設の名称及び所在地
向洋学園高等専修学校
宮崎県宮崎市高千穂通1丁目8番32号

2 連携科目等

| 連携科目 | 連携科目に対応する高等学校の科目 | 指定の期間 |
|--------|------------------|---------------------|
| 家庭経営 | 家庭経営 | 平成6年4月1日～平成17年3月31日 |
| 生活産業基礎 | 生活産業基礎 | 平成15年4月1日～ |
| 課題研究 | 課題研究 | 平成15年4月1日～ |
| 家庭情報 | 家庭情報処理 | 平成15年4月1日～ |

| 処理 | 理 | |
|------------|------------|------------|
| 家庭看護・福祉 | 家庭看護・福祉 | 平成15年4月1日～ |
| 服飾文化 | 服飾文化 | 平成15年4月1日～ |
| 被服製作 | 被服製作 | 平成15年4月1日～ |
| ファッションデザイン | ファッションデザイン | 平成15年4月1日～ |
| 服飾手芸 | 服飾手芸 | 平成15年4月1日～ |
| ファッション造形基礎 | ファッション造形基礎 | 平成25年4月1日～ |
| ファッション造形 | ファッション造形 | 平成25年4月1日～ |
| 生活産業情報 | 生活産業情報 | 平成25年4月1日～ |
| 生活と福祉 | 生活と福祉 | 平成25年4月1日～ |

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第129号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成25年4月8日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染矢忠孝

1 増殖義務

別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、平成25年8月31日までの間に、平成24年12月25日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第128号（以下「当初指示」という。）で指示した増殖に加え、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあっては、他の方法に替えることができる。

2 指示の適正な履行

この指示の履行に当たっては、当初指示の2、3及び4に基づき適正に行わなければならない。

別表

| 漁業権番号 | 河川名 | 漁業権者 | 魚種及び数量（増殖行為） | |
|--------|-------|---------------|--------------|--------------------|
| | | | おいかわ | こい |
| | | | 稚魚放流 (尾) | 稚魚放流 相当分 (尾) |
| 内共第5号 | 五十鈴川 | 五十鈴川漁業協同組合 | | 2,500 |
| 内共第12号 | 一ツ瀬川 | 代表 一ツ瀬川漁業協同組合 | | 19,000 |
| 内共第17号 | 川内川上流 | 川内川上流漁業協同組合 | 2,600 | |

<放流する魚種の体重>

おいかわ 体重1グラム以上